

被告主張額の内訳表 (法人税)

(単位:円)

項目		事業年度	H17年8月期	H18年8月期	H19年8月期	H20年6月期	摘要
申告所得金額		①	円 0	円 0	円 ▲ 8,530,999	円 0	甲第1号証の1ないし4「申告又は更正前の金額」の「1」欄
加 算 額	売上原価の過大計上額	②	2,134,881	9,215,822	12,890,038	10,497,760	甲第3号証の別表11の「②」欄
	損害賠償請求権の額	③	2,134,881	9,215,822	12,890,038	10,497,760	甲第3号証の別表11の「③」欄
	繰越欠損金の当期控除額の減少額	④	0	0	0	13,391,519	甲第3号証の別表11の「④」欄
	計(②+③+④)	⑤	4,269,762	18,431,644	25,780,076	34,387,039	
減 算 額	特別損失の計上漏れの額	⑥	2,134,881	9,215,822	12,890,038	10,497,760	甲第3号証の別表11の「⑥」欄
	事業税の認容額	⑦	0	0	0	171,500	甲第3号証の別表11の「⑦」欄
	繰越欠損金の当期控除額の増加額	⑧	2,134,881	9,215,822	226,814	0	甲第3号証の別表11の「⑧」欄
	計(⑥+⑦+⑧)	⑨	4,269,762	18,431,644	13,116,852	10,669,260	
所得金額(①+⑤-⑨)		⑩	0	0	4,132,000	23,717,000	国税通則法118条1項
法 人 税 額 の 計 算	⑩のうち800万円以下の金額	⑪	0	0	4,132,000	6,666,000	
	⑩のうち800万円を超える金額	⑫	0	0	0	17,051,000	
	⑪に対する税額(⑪×22%)	⑬	0	0	909,040	1,466,520	法人税法66条2項
	⑫に対する税額(⑫×30%)	⑭	0	0	0	5,115,300	法人税法66条1項
	所得金額に対する法人税額(⑬+⑭)	⑮	0	0	909,040	6,581,820	
	法人税の額から控除する所得税の額	⑯	0	0	5,422	3,223	甲第1号証の3,4の各1枚目「更正又は決定の金額」の「13」欄
	納付すべき法人税額(⑮-⑯の百円未満切捨て)	⑰	0	0	903,600	6,578,500	国税通則法119条1項
既に納付の確定した本税額		⑱	0	0	▲ 5,422	▲ 3,223	甲第1号証の3,4の各1枚目「更正又は決定の金額」の「19」欄
差引納付すべき法人税額(⑰-⑱の百円未満切捨て)		⑲	0	0	909,000	6,581,700	国税通則法119条1項
本件各更正処分における差引納付すべき法人税額		⑳	0	0	754,500	6,324,300	甲第1号証の3,4の各1枚目「更正又は決定の金額」の「20」欄

(注1) 事業年度について、「平成」を「H」と表示している。

(注2) 「所得金額」欄の▲印を付した金額は、欠損金額を示し、「既に納付の確定した本税額」欄の▲印を付した金額は、所得税額等の還付金額を示す。

(注3) 平成20年6月期の⑰欄の金額は、法人税法66条4項により、800万円を12で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額を、法人税基本通達16-4-1により、千円未満の端数を切り捨てた後の金額である。